

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年2月18日

支出負担行為担当官

東京出入国在留管理局長 福山 宏

1 競争に付する事項

(1) 件名 東京出入国在留管理局羽田空港支局における家電等交換購入契約

(2) 内容 入札説明書による。

(3) 履行期限 入札説明書による。

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法

ア 最低価格落札方式をもって行う。

イ 入札者は、東京出入国在留管理局羽田空港支局における家電等交換購入契約に要する一切の諸経費を費用に含めて契約金額を見積もるものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和1・2・3（平成31・32・33）年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）において資格の種類「物品の販売」に登録されている業者であって、「D」等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

〒144-0041

東京都大田区羽田空港二丁目6-4 羽田空港C I Q棟

東京出入国在留管理局羽田空港支局又は電子調達システム

(2) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒144-0041

東京都大田区羽田空港二丁目6-4 羽田空港C I Q棟

東京出入国在留管理局羽田空港支局 総務課 担当者 黒木

電話：03-5708-3203

FAX：03-3747-0191

(3) 入札説明書の交付方法

令和3年2月18日（木）から令和3年2月22日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の間、9時00分から17時00分までの間（12時00分から13時00分の間は除く。）にて、上記（2）の場所において交付する。なお、電子調達システムによりダウンロードすることもできるが、令和3年2月22日（月）17時00分までにダウンロードしたものに限り交付したものと認める。

(4) 入札書の受領期限

令和3年3月1日（月）17時00分（電子調達システムによる場合も同様。）

(5) 入札書の提出方法

ア 紙で入札する場合

入札書を封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び入札件名を朱書きし、上記（4）の日時までに直接、入札者又はその代理人が提出しなければならない。

イ 電子調達システムを利用することができる。

なお、郵送の場合は、書留郵便にて上記（4）の日時までに必着とする。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、その記載内容の変更又は取消しをすることはできない。

(6) 開札の日時及び場所

令和3年3月2日（火）14時00分、上記（1）の場所

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに競争参加資格を有することを証明する書類を定められた期限までに提出しなければならない。また、開札日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

（予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であって、最も低い価格で有効な入札を行った者を落札者とする。）

(6) 手続における交渉の有無 無

(7) その他 詳細は、入札説明書による。